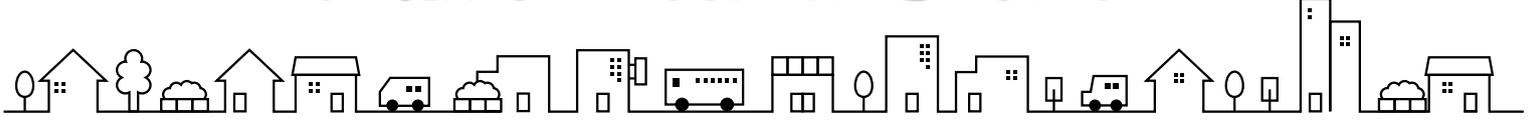


# 倉敷市高齢者保健福祉計画及び 倉敷市介護保険事業計画



## 1 計画の概要

### — 地域包括ケアシステムの推進 —

本市では、高齢化が進展し、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が増加しています。本計画（令和3（2021）年度から5（2023）年度までの3年間）では、いわゆる「団塊の世代」の方が75歳以上となる令和7（2025）年に向け、また、いわゆる「団塊ジュニア世代」の方が65歳以上となり高齢者人口がピークを迎える令和22（2040）年も見据え、地域包括ケアシステムをさらに推進し、「温もりあふれる健康長寿のまち 倉敷」の実現を目指します。具体的には、

- ・ 介護予防・生活支援の取組をさらに強化し、健康寿命の延伸を図る
- ・ 「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症施策を推進する
- ・ 要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療・介護の連携を強化し、サービス提供体制の構築を進める
- ・ すべての住民が地域で役割を持ち活躍できるような、地域共生社会の推進に向け、地域の支え合いを強化する

こととします。

## 計画の位置づけ及び目的

### 地域包括ケアシステムの推進

### 倉敷市高齢者保健福祉計画

- 全ての高齢者に係る保健福祉事業の政策目標
- 高齢者全体の実情把握、需要把握
- 介護保険給付対象外のサービス供給体制
- サービス対象者の把握、サービス提供の方策

### 倉敷市介護保険事業計画

- 介護保険給付対象者及び地域支援事業対象者の現状把握、個別需要の把握
- 介護保険給付対象サービス及び地域支援事業の供給体制
  - ・ サービス見込み量の算出とその確保に向けての整備方策
  - ・ サービスの円滑な提供のための事業
  - ・ 保険給付等に要する費用の適正化に関する事項（介護給付適正化計画）

- 事業費の見込みに関する事項

### 〔高齢者保健福祉計画〕

老人福祉法第20条の8の規定に基づく、すべての高齢者を対象とした保健福祉事業全般に関する総合計画。すべての高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきと安心して暮らせる社会の構築を目的としています。

### 〔介護保険事業計画〕

介護保険法第117条に基づく、介護高齢者、要支援高齢者及び要介護・要支援となるリスクの高い高齢者を対象とした、介護サービス等の基盤整備を計画的に進めるための基本となる実施計画。介護及び介護予防を必要とする被保険者が自立した生活を送るためのサービス基盤の整備を目的としています。

高齢者保健福祉計画は、その目的、対象及び内容において、介護保険事業計画をほぼ包含した計画と位置づけられます。

倉 敷 市  
令和3年3月

## 2 計画の体系及び第8期の重点的取組と重点目標

### 基本理念

## 温もりあふれる健康長寿のまち 倉敷

### 重点目標

## 支え合いの場づくり・人づくりの推進

一人ひとりの想いに寄り添う「温もりあふれる健康長寿のまち 倉敷」の実現へ

### 基本目標



健やかに暮らせる  
まちづくり



生きがいをもてる  
まちづくり



安心して暮らせる  
まちづくり



支え合う  
まちづくり

### 倉敷市の現状と2025年・2040年の姿

1. 医療や介護が必要になっても自宅で暮らし続けたい人が約5割であり、その願いが叶えられるようにしていくことが必要

2. 医療や介護サービスを利用する可能性が高まる85歳以上の急増(令和7(2025)年には約2.7万人、令和22(2040)年には約4万人と平成27(2015)年の2.4倍)等を背景として

・認知症高齢者数は令和7(2025)年に約2.2万人、令和22(2040)年には約2.8万人に増加  
⇒認知症施策の強化が必要

・令和7(2025)年までに約1千人、令和22年(2040)年までに約3千人の介護職員の増が必要との推計  
⇒介護職員の確保の取組に加え、健康寿命の延伸と支え合いの強化(場づくりと人づくり)が必要  
⇒地域づくりにお世話役として是非参加したい・参加してもよい人が約3割いること等からそのような方に働きかけ、担い手を養成しつつ、社会参加の場の充実を図ることが必要

3. 要介護認定率(年齢調整後)は21.7%と県内で最も高く、未受給率も高い。自立支援や重症化予防の取組強化や介護保険制度の正しい知識の普及、高齢者支援センター機能の強化が求められる。

### 第8期の重点的取組

○第7期で取り組んだ、高齢者が元気で活躍できる地域づくりの推進や認知症対策など、地域包括ケアシステムの推進に向けた取組のより一層の強化

○引き続き、温もりあふれる健康長寿のまちを推進し、健康長寿社会を実現する観点から、主に次の5つの取組を推進

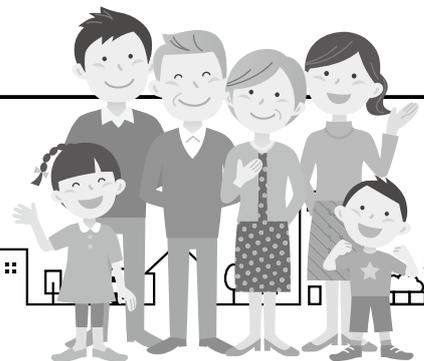
1. 高齢者が元気で活躍できるよう介護予防・健康づくりに取り組み、地域づくりを推進・強化します。

2. 地域共生社会の推進に向け、地域の支え合いの人材の養成など人づくりを強化します。

3. 認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の人と共に生きる地域づくりを推進します。

4. 中・重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる在宅医療を進めるとともに医療と介護の連携を強化します。

5. 良質な介護サービスが安定的に提供されるようにするため、介護人材の確保と資質の向上を推進します。



# 第8期で重点的に取り組む事項と重点目標（主なもの）

【期間：令和3年度～令和5年度】

## 重点1 高齢者が元気で活躍できる地域づくりの推進・強化

①健康長寿社会の実現に向け、高齢者が元気で活躍できる地域づくりを推進します。

目標指標	単位	R3年度(2021)	R4年度(2022)	R5年度(2023)
通いの場	か所	720	740	760

②自立支援・重症化予防の取り組みを強化していきます。

通いの場へのリハビリテーション 専門職の派遣回数	回	20	26	30
-----------------------------	---	----	----	----

③高齢者の社会参加を進め、これまでの知識や経験などを生かして役割をもって活躍できる地域づくりを進めます。

自らが社会参加している 高齢者の割合	%	56.0	57.0	58.0
-----------------------	---	------	------	------

④正しい介護保険の使い方の周知に努めるとともに、介護給付の適正化を推進します。

福祉用具購入調査 (受付時の審査)	%	100	100	100
----------------------	---	-----	-----	-----

## 重点2 認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、 認知症の人と共に生きる地域づくりの推進

認知症サポーター 養成講座受講者数	人	3,800	3,850	3,900
認知症マイスターの養成者数	人	150	175	200

## 重点3 地域共生社会の推進に向け、地域の支え合いの人材の養成など人づくりの強化

三世代交流を行うふれあい サロン(市が助成する住民主体の サロン)数	か所	31	34	37
--	----	----	----	----

## 重点4 中・重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる在宅医療を 進めるとともに医療と介護の連携の強化

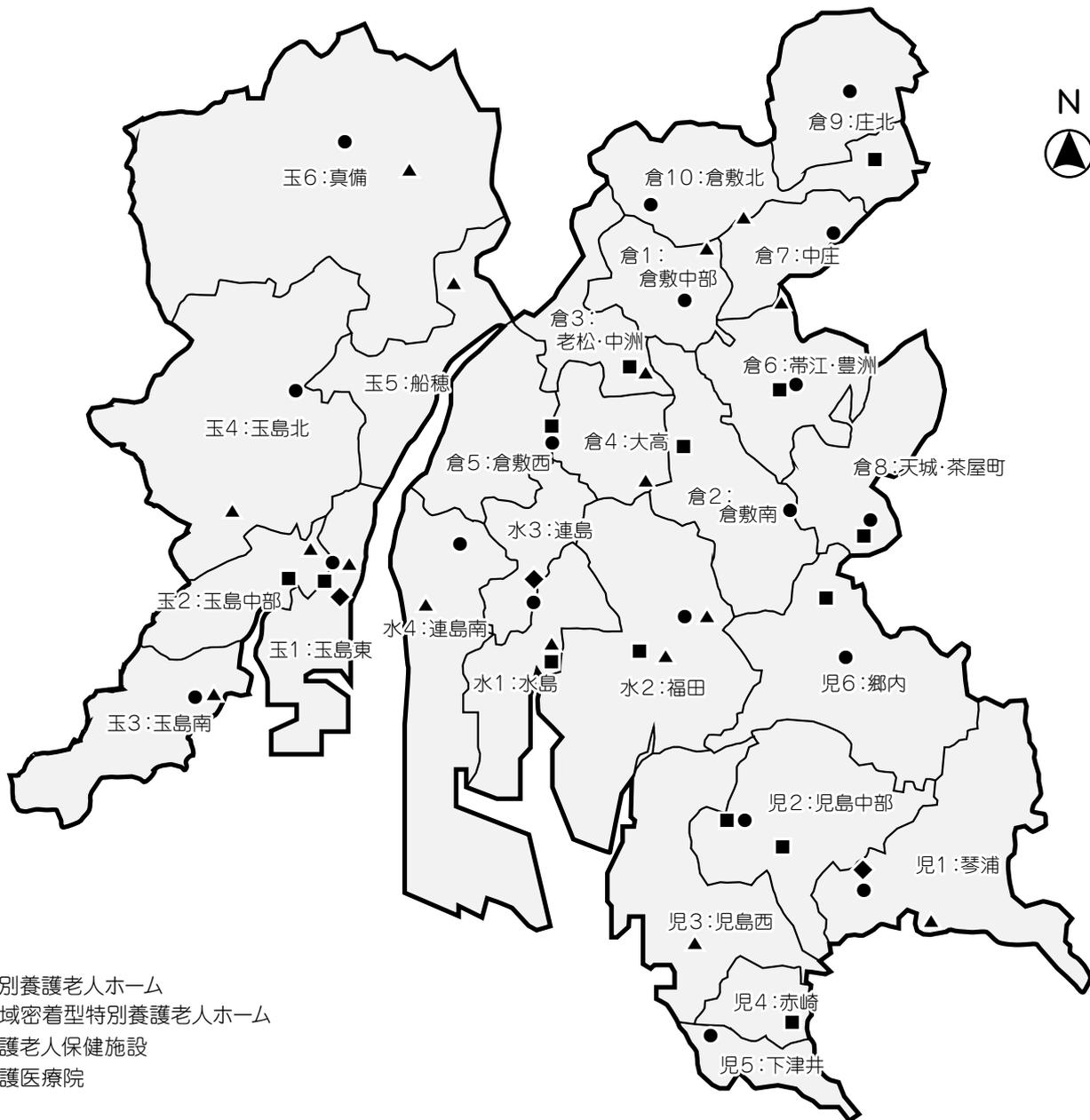
医療・介護・生活支援等多職種 との連携が円滑に行えて いると感じている人の割合	%	60%以上	63%以上	65%以上
---	---	-------	-------	-------

## 重点5 良質な介護サービスが安定的に提供されるようにするため、 介護人材の確保と資質の向上の推進

介護保険事業者等連絡協議会に よる介護従事者確保事業の 研修参加者数	人	155	165	175
--	---	-----	-----	-----

※毎年度点検・評価を行い、課題の把握・分析や今後の対応の検討等を行う

### 3 日常生活圏域図と整備一覧



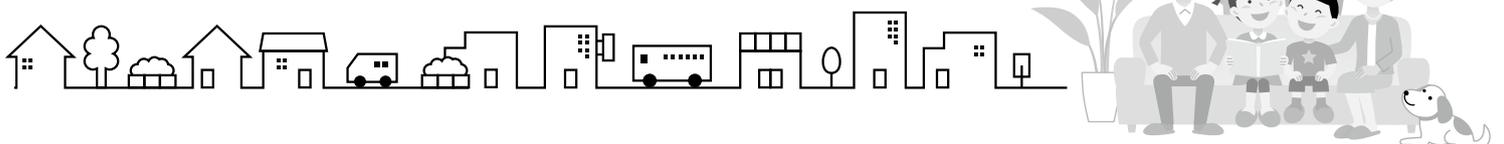
凡例

- 特別養護老人ホーム
- ▲ 地域密着型特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- ◆ 介護医療院

#### 施設整備一覧

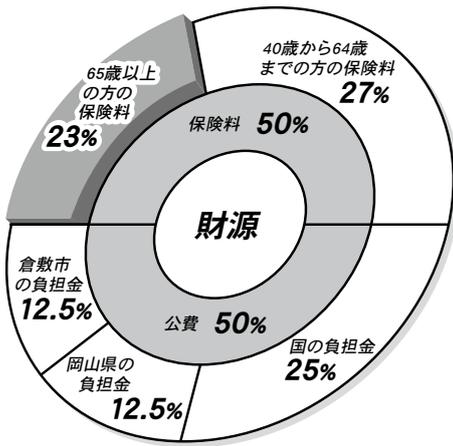
年度	種別	圏域	整備数
令和4 (2022) 年度	混合型※特定施設入居者生活介護	市内全域	70床
	地域密着型特定施設入居者生活介護	市内全域	29床
	看護小規模多機能型居宅介護	市内全域	2か所
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	市内全域	1か所
令和5 (2023) 年度	認知症対応型共同生活介護 (認知症対応型グループホーム)	水島地区(水1～水4)	2ユニット
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (地域密着型特別養護老人ホーム)	玉6:真備	29床

※混合型:入居者が要介護者とその配偶者等に限定されている介護専用型以外の特定施設



## 4 介護保険料段階と保険料額

### 費用負担の概要

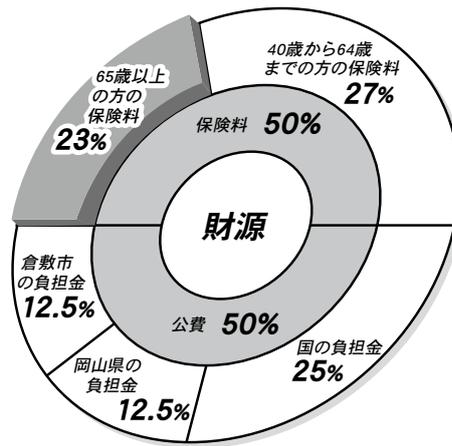


### 保険給付費

#### 施設等給付費の内訳

国20%, 県17.5%, 市12.5%

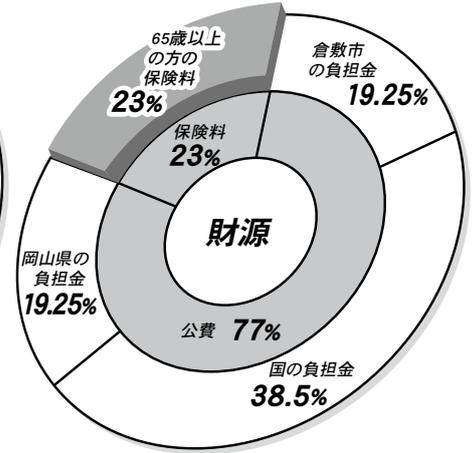
### 地域支援事業



### 介護予防・日常生活支援 総合事業費※1

※1 高齢者の社会参加、介護予防の推進等の事業に要する費用です。

※2 高齢者支援センターの運営や生活支援の体制整備、認知症施策、医療介護連携、高齢者の地域における自立生活の支援に要する費用です。



### 包括的支援事業 及び任意事業費※2

## 第8期介護保険料額

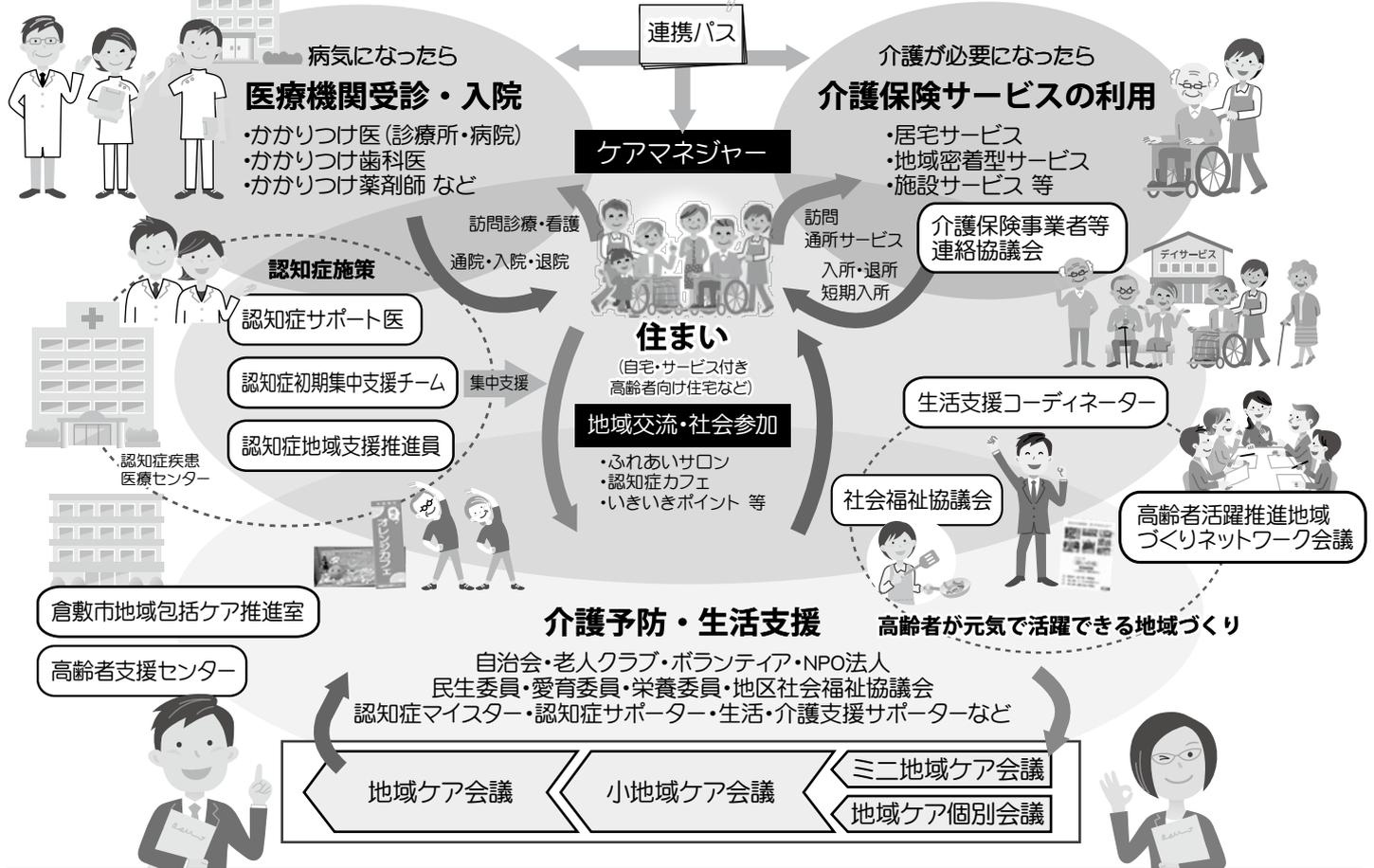
段階	対象者	年間保険料額(月額)
第1段階	・世帯全員が市町村民税非課税者で、老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税者で、本人の前年中の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	22,500円(1,875円) (基準額×0.30)
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税者で、本人の前年中の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超120万円以下の方	30,000円(2,500円) (基準額×0.40)
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税者で、本人の前年中の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円を超える方	48,750円(4,063円) (基準額×0.65)
第4段階	・市町村民税課税世帯であるが、本人は市町村民税非課税者で前年中の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	63,750円(5,313円) (基準額×0.85)
第5段階	・市町村民税課税世帯であるが、本人は市町村民税非課税者で前年中の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超える方	75,000円(6,250円) (基準額)
第6段階	・本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が120万円未満の方	90,000円(7,500円) (基準額×1.20)
第7段階	・本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	97,500円(8,125円) (基準額×1.30)
第8段階	・本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	112,500円(9,375円) (基準額×1.50)
第9段階	・本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	127,500円(10,625円) (基準額×1.70)
第10段階	・本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	138,750円(11,563円) (基準額×1.85)
第11段階	・本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が600万円以上の方	150,000円(12,500円) (基準額×2.00)

※低所得者保険料軽減のために第1段階から第3段階に公費が投入されています。

※推計では令和7(2025)年度の保険料基準額は月額6,984円、令和22(2040)年度の保険料額は月額8,944円となると見込まれます。

# 5 倉敷市の地域包括ケアシステムのイメージ

倉敷市の地域包括ケアシステムのあるべき姿(今後のイメージ図)  
 ~温もりあふれる健康長寿のまちの実現に向けて~



## 住み慣れた地域での生活を支え、高齢者が元気で活躍できる地域づくりの取組み



穂井田『ひだまりカフェ』

通いの場が充実!

交流・社会参加による  
介護予防!

### 『ちょっと困った』を地域で解決!

中島地区 → 『お助け隊』



粒江地区 → 『お困り高齢者お手伝い隊』



地域の支え合い活動が拡大!

続く、広がるシュウイチ100歳体操



専門職も支援します



福田『サロンはれのちはれ』



中庄ハイツ外出支援ボランティア『ひまわり』